破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４０４７号
大阪市東住吉区湯里１丁目４番16―302号
債務者　川端　輝彦
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１９９号
大阪市旭区清水３丁目22番14号　コーポ輝２Ｅ
債務者　宮野　智之
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３０１号
大阪府豊中市桜の町３丁目16番３―201号
債務者　本多　好美
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３５２号
大阪市鶴見区安田４丁目８番５号　301、前住所大阪府東大阪市四条町14番15号
債務者　橋本　道久
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３９８号
大阪府寝屋川市太秦緑が丘24番19号
債務者　稲垣　志乃（旧姓太田・井上）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４０４号
大阪市中央区谷町６丁目４番34―506号
債務者　長曽　武志
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４２７号
大阪府高槻市庄所町１番５号
債務者　桝田　崇弘
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４３４号
大阪市住之江区御崎６丁目２番22―306号
債務者　但馬康之こと　但馬　康之
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４７６号
大阪市港区港晴３丁目２番４号　Ｂｅ１ハイツ201号
債務者　浦　　美雪（旧姓西）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６２５号
大阪市住吉区山之内５丁目３番89号
債務者　宮本　将宏
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６７４号
大阪府摂津市千里丘東２丁目７番２号
債務者　川井商店こと　川井　正美
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６７６号
大阪府八尾市老原１丁目89番地の14
債務者　松岡　豊子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７４９号
大阪府八尾市老原６丁目60番地の44
債務者　山下久美子（旧姓元田）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７７８号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番７―511号、前住所大阪市西成区玉出中２丁目16番17―206号
債務者　岡本　昌子（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９４９号
大阪府東大阪市吉田１丁目10番30号　レトロワン　106号、前住所大阪府東大阪市玉串町東１丁目３番37号
債務者　江口　有一
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１５０号
大阪府東大阪市太平寺２丁目７番18号
債務者　金川亜由美（旧姓前田・稲本）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１号
福岡県行橋市南大橋５丁目11番４号
債務者　柳瀬　　茜
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係